

お知らせ

納付額確認書を発送します

問 国民健康保険税・後期高齢者医療
保険料について
保険年金課 ☎ (55)71119

介護保険料について
高齢福祉課 ☎ (55)71116

平成30年中に納めていただいた国民
健康保険税・後期高齢者医療保険料・
介護保険料納付額確認書を1月下旬に
送付する予定です。

この納付額確認書は、確定申告など
の際に、社会保険料控除としてご使用
いただくものです。

給与支払報告書の提出は 1月31日(木)までに

問 税務課 ☎ (55)71223

給与の支払いをする方で給与所得か
ら源泉徴収をする義務のある方は、給
与の支払いを受ける者が1月1日現在
に住んでいる市町村に給与支払報告書
を提出する」とになっています。

平成30年中の給与所得の金額、その
他必要な事項を記入し、総括表を添え
て市町村別に提出してください。年の
途中で退職された方の給与支払報告書
も提出が必要です。

エルタックスの「利用を

市では、地方税ポータルシステム(工
ルタックス)での電子申告をご利用いた
だけるようになります。

□ <http://www.eltax.jp/>

高額療養費の外来年間合算制度

問 保険年金課 ☎ (55)71119

平成29年8月に、70歳以上の方の高
額療養費の制度見直しに伴い、年間を
通して高額な外来診療を受けている方
の負担が増えないよう、自己負担額の
年間上限の制度が設けられました。

▼内容／基準日には、高額療養費の自己
負担限度額の区分が一般または非課税
世帯に属する70歳以上の方で、計算期
間に外来診療の自己負担額の合計が、
年間上限を超える場合に、その超えた
額を支給

▼計算期間／平成29年8月1日～平成
30年7月31日

▼基準日／平成30年7月31日

※ただし、計算期間に月毎の高額療養
費が支給されている場合は、そのうち
外來診療分として既に支給された額を
差し引いた金額が対象

▼申請手続／

【愛西市国民健康保険に「加入の方】

対象となる方へ郵送でご案内します。
案内が届きましたら申請してください。

【後期高齢者医療保険に「加入の方】

対象となる方へ郵送でご案内しま
す。案内が届きましたら申請してください。
既に高額療養費振り込み口座を
登録している方は、申請の必要
はありません。

▼必要書類／

- ・国民健康保険被保険者証または後期
高齢者医療被保険者証
- ・自己負担額証明書(計算期間内で医療
保険者が変更になった場合に必要)
- ・印鑑・振込先通帳
- ・通知カードまたは個人番号カードな
ど(個人番号確認のため)

※基準日には、被用者保険(会社の保険
など)や愛西市以外の国民健康保険・
後期高齢者医療保険に「加入の方は、
それぞれの医療保険者へお問い合わせ
ください。

e-Tax用の利用者識別番号(一D)・ パスワード発行イベント

問 津島税務署 ☎ (26)21161
税務課 ☎ (55)7123

今回より、愛西市役所で確定申告を
受け付けする際に必要な利用者識別番
号の発行イベントを開催します。

▼日時・場所／1月24日(木)愛西市文
化会館・1月31日(木)佐織公民館

両日とも午前10時・11時・午後1時

※当日は、運転免許証・健康保険証な
どを携参ください。

【愛知県特定最低賃金】が 12月16日から改定されました

特定最低賃金は、都道府県ごとに特
定の産業について設定されています。
愛知県では、平成30年12月16日から
業種を改定しました。

【特定最低賃金】

鉄鋼業 957円
はん用機械器具製造業 928円
電気機械器具製造業 901円
輸送用機械器具製造業 936円
自動車(新車)小売業 921円

加入していますか？労働保険

問 愛知労働局労働保険適用・事務組合課
☎ 052(21)5503

労働保険とは、労災保険と雇用保険
を総称したもので。正社員、パート、
アルバイトなどの雇用形態に関わら
ず、一人でも労働者を雇つた場合は、労
業主(農林水産の部の事業は除く)は労
働保険に加入する義務があります。

無戸籍の方をご存知の方へ

問 市民課 ☎ (55)7112

日本国籍を有するものの、出生の届
出がされないことにより、戸籍に記載

がない方は、戸籍謄本等により身元を
証明することができないため、社会生
活上様々な不利益を被ることがあります。

法務局では、「」のような方が適正な
手続きにより戸籍に記載されるための
支援を行っていますので、ぜひご相談く
ださい。

【相談窓口】

●名古屋法務局津島支局

☎ (26)24223(呼出番号3)
平日：午前8時30分～午後5時15分